

「愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託」に係る質問に対する回答

No.	項目	質問事項	回答
1	仕様書 3(1)イ	無利子との記載があるが、貸付金元本のみの請求という認識でよいか。	委託対象とするのは、貸付金元本のみです。
2	仕様書 6	連帯保証人、保証人は借受人1名に対し何名か。 また、借受人が別で同じ連帯保証人、保証人は存在するか。	借受人1名に対し、基本的に連帯保証人1名を設定（但し、平成16年度以前の貸与者においては連帯保証人1名と併せて保証人を1名設定）しています。（仕様書3(1)ウのとおり） 連帯保証人は、保護者又は保護者であつた者でなければならない（愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第9条第2項）ことから、兄弟姉妹で借り受けている場合など、同じ保護者が連帯保証人になっているケースが多いため、存在します。
3	仕様書 3(3)ア(ウ) 仕様書 8(3)	訪問の必要性の判断は一任するとあるが、訪問は必須か。	必須ではありませんが、訪問が必要と判断された場合の体制等は整備しておいてください。
4	実施要領 第3 2	企画提案書の総ページ数に制限があるか。	制限はありません。
5	仕様書 3(1)ウ 仕様書 6	「平成16年度以前の貸与者においては連帯保証人1名と保証人1名設定」とあり、「保証人については、共同保証人の分別の利益が存在する」とある。 保証人に対し、分別の利益に関する告知方法についてどのような対応を県では考えているか。	保証人への対応については、県と受託者が協議のうえ、最善の方法を検討していきたいと考えています。
6	仕様書 3(3)オ(7)	1～15日、16～末日収納分を各々「7日後までに、県が送付する払込書により払い込む」とあるが、この業務について ①半月毎の払込額をどのような情報共有方法を考えているか。 例：1～15日入金分を簡易一覧表等で県に知らせる。 ②払込票は毎月県より受領するのか、事前に書式又は用紙を預かっておき決議番号等を記入して払込を行うのか。	①仕様書3(3)カ(ア)に記載のとおり、仕様書3(3)オ(ア)により各々7日後までに払い込んだときは、「払込書兼領収書の写し及び払込内訳報告書」を、電子媒体で、その都度、県にメール送信（提出）していただくこととしています。 ②愛媛県会計規則に規定する払込書（様式第11号）を、県から事前に、当該年度中の払込に必要な部数（余部を含む）まとめてお送りします。受託者において、払込書に入金件数、払込金額等を記入して払込を行っていただきます。
7	仕様書 3(3)カ(7)、 (4)	払込内訳報告書、委託業務報告書の書式や記載項目については、個別協議が可能か。	エクセルで作成（→電子媒体で提出）していただくことと、県で必須とする項目がありますが、それ以外の内容は、契約締結時に書式を含めて協議させていただきます。

No.	項目	質問事項	回答
8	仕様書 3 (3) ア(7)、 イ(ウ)、カ	委託業務の内容に記載されている催告業務、調査業務、報告業務の催告文書や報告書は、県で書式の指定はあるか。	ア(ア)の催告文書、イ(ウ)の調査報告書については書式の指定はありません。 カ(ア)払込内訳報告書、(イ)委託業務報告書については、エクセルで作成(→電子媒体で提出)していただくことと、県で必須とする項目がありますが、それ以外の内容は、契約締結時に書式を含めて協議させていただきます。 カ(ウ)委託業務精算書(→紙媒体で提出)については、県で必須とする項目がありますが、それ以外の内容は、契約締結時に書式を含めて協議させていただきます。
9	実施要領 第3 2(5) ア 仕様書 5(1)	過去の債権回収業務の成功報酬(料率)は。	公表しておりません。 なお、参考までに、前回(平成30年度)公募時の仕様書においては、「成功報酬の割合は21%を超えないこととする」としていました。
10	仕様書 3(2) 愛媛県奨学資金貸与条例 第12条	条例第12条に記載の延滞金も督促対象か。	委託対象とするのは、貸付金元本のみです。
11	仕様書 P6【参考】	「② ①のうち、委託中の債権」、「③ ①のうち、②の委託中のものの新たな過年度滞納債権」この2グループが前回の回収委託に出された債権であり、「④ 委託債権完済者の新たな過年度滞納債権」、「⑥ ①のうち、新規委託債権」がまだ回収委託に出されていない債権という認識で間違いなにか。	現在の受託者(契約期間:令和3年8月31日まで)に委託中の債権は、令和3年5月25日時点で「② ①のうち、委託中の債権」のみです。